

豊後大野市部落差別の解消の推進に関する基本方針  
(部落差別解消推進法に関する基本方針)



2018年（平成30年）9月

豊後大野市

## I 目的

「部落差別の解消の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」〔2016年（平成28年）12月16日法律第109号。以下、「法律」という。〕の第一条に定められた目的である部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、本市における部落差別の解消の推進に関する方針を定めるものです。

## II 基本方針の位置づけ

この基本方針は、法律に関して、本市における部落差別を解消するための基本的な考え方や方向性を示し、具現化するものです。

また、本市において部落差別の解消を図るために、「豊後大野市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」〔2005年（平成17年）7月19日条例第279号〕及び「豊後大野市人権教育・啓発基本計画」〔2006年（平成18年）12月策定 2018年（平成30年）3月改定〕を基調として、部落差別の解消に向けた施策等に関する方針となります。

## III 各方針

### 1 法律の周知

法律の目的を達成するには、この法律について、広く市民が理解することが重要であることから、あらゆる場を通じて、市民、企業・団体等に対して広く周知を行います。

また、市民へ周知を行うためには、市職員がこの法律を十分に理解し、自らがその責務を自覚したうえで、率先して周知に努めるものとします。

### (1) 市民

法律の目的を達成するためには、まずは、市民が法律の公布・施行について知ることが大切であることから、市民への法律の周知に努めています。周知にあたっては、内容や手法を工夫し継続的に行い、市民の認知度を高めています。

### (2) 地域、企業・団体等

地域、企業・団体等に対して、各町地域人権教育・啓発推進協議会、豊後大野市人権・部落差別問題啓発推進協議会、人権問題講師団、フィールドワーク講師団等と連携して、周知を図ります。

### (3) 市職員

市民や企業・各種団体等に対して法律の周知を図るにあたり、法律の周知や理解を求める市の職員が、法律の趣旨や内容はもとより、法律が成立した背景や経過、本市におけるこれまでの部落差別に関する取組や経過、関係団体等との連携などを十分認知し、繋げていくことが重要であります。

そのために、市職員を対象にした法律及び本市の部落差別に関する施策等に関する研修等を、全ての職場で実施し、職員の部落差別の解消に関する知識及び意識の向上を図ります。

## 2 部落差別解消に関する施策（法律第三条関係）

法律第三条に示された部落差別解消のための地域の実情に応じた施策に関することについては、施策の立案から検証まで、当事者を含む様々な市民から意見を求める場等を設け、その意見を適宜反映するなど、より効果的な施策の推進を図ります。

## 3 相談体制の充実（法律第四条関係）

法律第四条に定められている相談体制の充実については、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとさ

れていることから、本市においては、当事者等からの部落差別に関する人権相談を、隣保館をはじめ、人権・部落差別解消推進課にて実施し、更には関係団体と連携を図り相談体制を充実することなどにより、相談事項の解決に向けた支援・救済に取り組みます。

#### 4 教育及び啓発（法律第五条関係）

##### （1）教育

法律第五条に定められている教育については、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進していきます。

学校教育においては、推進体制、教職員研修等の充実に努め、子どもの発達の段階に応じた人権・同和教育を全学校・園で推進します。

また、社会教育においては、推進体制の充実に努めるとともに、部落差別の解消に向けた事業等を計画的、系統的に実施するなど、学びの充実に努めます。

##### （2）啓発

この法律が制定された背景には、法律第一条（目的）に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と記されているように、インターネット上の部落差別問題があるといえます。これまで行ってまいりました啓発に加え、このような現状の問題点を的確に把握したうえで、部落差別の解消に向けた取組が広く市民にいきわたるよう内容・手法に創意工夫を凝らし、より効果的な啓発活動に努めます。

#### 5 部落差別の実態に係る調査（法律第六条関係）

法律第六条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際に、関係団体等と連携を図り、調査に協力していきます。

また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、インターネット上等での部落差別の実態把握に努め、国、県、県下他市町村及び関係団体等と連携を図り、府内及び府外の体制や制度等を強化し、差別事象への対応を迅速に行います。

なお、豊後大野市人権教育・啓発基本計画に基づき「人権に関する市民意識調査」を5年毎に実施し、その結果を基礎資料として部落差別の解消を図るための施策等に活用します。さらに、当事者等の実態把握に努める中で、明らかになった部落差別の実態を改善するため、支援・救済の取組などを積極的に図ります。

## 6 推進体制

この基本方針の目的を達成するため、「豊後大野市人権・部落差別問題等に関する府内組織設置規程」に基づく、幹事会、兼務者会議及び関係課会議を通して、全府体制で、この基本方針の各方針に基づき施策等を実施し、部落差別の解消を推進していきます。